

## 「容量市場の実需給期間に向けたシステム開発に係る業務概要」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

NO.	頁	ご意見	回答
1	全般	容量市場システムから誰にメールが送信されるのか、又は、メールされずにシステム上で通知されるのかの違いが分かりにくいいため、明確化していただきたい。 また、メールで通知される際は、誰宛なのか適切な箇所に「メール」のテキストボックスを配置・移動するなどいただきたい。	ご指摘の通り、修正させていただきます。誰宛のメールなのかわかるように、メールのテキストボックスの位置を調整いたします。
2	15~18	プロセス08における発動指令電源の電源等リストの変更に伴う審査結果（不合格）の理由を明確にして通知していただきますようお願いいたします（単に不合格の通知だけでは何を修正すべきか不明瞭であるため）。 また、運用面として、予め、リスト変更の所要期間、変更の申込期限も明らかにしていただきますようお願いいたします。	事業者様が審査結果（不合格）の理由を何らかの形で確認できるように検討いたします。具体的な通知方法等の詳細については今後検討いたします。 リスト変更の所要期間、変更の申込期限については業務マニュアル等で公表します。
3	16	アグリゲートリソースの変更が可能なタイミング・期間と広域機関での変更申込受領～審査結果の通知に要する期間をシステムマニュアル等に記載いただきたい。 その他のフローについても、なるべく期間等を記載頂きたい。	各種期間等については業務マニュアル等で公表します。
4	16~17	1,000台規模の家庭用リソースをアグリゲートする際には、BF110-02（アグリゲートリソースの変更の申込）やBF110-03（アグリゲートリソースの変更の受領）等において、手続きが煩雑になることが想定されます。 事業者にとって入力容易なExcelで受け付けて頂くことや、複数ファイルまとめでのデータ授受を可能にして頂くなど、可能な限り、広域機関と事業者の業務負荷が少なくなるような仕様設計を検討頂きたい。	ご意見いただきましたアグリゲートリソースについて、ファイルでの登録・変更による業務負荷の軽減を考慮して検討します。
5	16	リソースの変更はどのような内容なのか、どのような項目があるのか。審査は何を行うのかを明確にしてください	審査内容等については検討中です。 詳細については業務マニュアル等で公表します。
6	17	BF110-11の下段の「メール」については、容量市場システムから容量提供事業者へのメール送信という趣旨で良いか。	ご認識の通りです。 メールのテキストボックスの位置を調整いたします。
7	20	BF120-10の差替掲示板への掲載において、差し替え申し出の受付の開始後から実需給年度の間に、電源計画の変更等に基づく差替先電源等提供者に起因する事由によって、差替先電源等としての扱いを取り下げる場合にはどのようなフローとなるか？（注：掲示板への掲示は、最低限必要とされる1か月以上の期間を経過させた前提） また、掲示板への掲載後、kW値等の変更が必要となった場合には、原則的にはBF120-01に立ち返った手続きを行うことでよいのか？	差替掲示板の掲載情報を取消できる機能を用意いたします。 変更が必要になった際の手続きについては、ご認識のとおりです。
8	21	3はどこにあるのか。	3番が抜け番となっておりますので、4番以降の番号を修正いたします。
9	22	確認内容と審査内容を明らかにしてほしい。	審査内容等については検討中です。 詳細については業務マニュアル等で公表します。
10	25	BF120-25,26において、電源等差替の契約には“ひな型”が存在するのか？ 書類不備による関係者間の手戻り修正を回避するため、形式化したけるとありがたい。	申し訳ありませんが、電源等差替の契約は当機関が締結するものではございませんので、ひな形の準備は難しいと考えております。

NO.	頁	ご意見	回答
11	25	BF120-27,32の下段の「メール」については、容量市場システムから差替元電源等提供者へのメール送信という趣旨で良いか。また、上段については容量市場システムから事業者へのメール送信を意図しており、差替元電源等提供者から事業者へのメール送信は不要と理解してよいか。	ご認識の通りです。 メールのテキストボックスの位置を調整いたします。
12	25	差替契約の再提出する機会が1回しかないようなフローに見えるので、やり直しがあった場合のフローを明確にしたい。	捺印済みの差替契約書類という性質上、2回以上の不備が発生する可能性は極めて低いと判断し、フローには記載しておりません。 なお、2回以上の不備が発生した場合には、差替契約書類を再提出していただきます。
13	28	約定処理において調整機能の有無は考慮されないため、調整機能有りから無しへの差し替えも認められるべき。 容量市場では調整機能有りに対する経済的なインセンティブがない中で、調整機能有りの電源が相対的に不利になる取扱いをすると、機能維持にとってはディスインセンティブになることが懸念されるのではないかと考えます。	調整機能「有」の電源から「無」の電源への差し替えを妨げるものではないとさせていただきます。差替先電源が調整機能「有」の場合に、余力活用契約の締結を求めるものとなります。
14	29	BF130-10の下段の「メール」については、容量市場システムから差替先電源等提供者へのメール送信という趣旨で良いか。 また、上段については容量市場システムから事業者へのメール送信を意図しており、差替先電源等提供者から事業者へのメール送信は不要と理解してよいか。	ご認識の通りです。 メールのテキストボックスの位置を調整いたします。
15	29	調整機能有→無の電源差替はやむを得ない理由がない限り認められないのか？	調整機能「有」→「無」への変更については、やむを得ない理由がない限り認められませんが、調整機能「有」の電源等から「無」の電源等への差替は可能です。
16	30~31	*2に記載の「猶予期間」というのは何を指しているか、ご教示いただきたい。 また、差替先電源等提供者が自主的に電源等情報の変更申込をするかどうかについては、当事者間の判断に委ねられるものとしてルール化はされないのか？	余力活用契約等は締結にかかるリードタイムが存在することから、差替成立後に一定程度、契約締結までの猶予期間を設ける予定としております。 また、変更申込の可否については、差替先電源が持つ機能によって要否が決まるため、当事者間の判断に委ねるわけではありません。
17	30	BF130-20の下段の「メール」については、容量市場システムから差替先電源等提供者へのメール送信という趣旨で良いか。 また、上段については容量市場システムから事業者へのメール送信を意図しており、差替先電源等提供者から事業者へのメール送信は不要と理解してよいか。	ご認識の通りです。 メールのテキストボックスの位置を調整いたします。
18	31	やむを得ない理由申告期間は通知後「5日以内」ではなく「5営業日以内」としていただきたい。	ご指摘を踏まえ、「5営業日以内」とする方向で検討いたします。
19	33	「実需給期間中」とあるが、実需給期間（年度）にあたらぬ場合の業務フローは、システムでの対応範囲外ということでしょうか？ （例えば、2026年度のメインオークションで落札した電源を2024年度など、実需給期間中外に自主退出とする場合、システムではなく手対応という理解でよいか？） また、2024年度～システムの運用が開始される予定となっているが、それ以前に自主退出する場合はどのようなフローを検討されているか。	ご例示の実需給期間前の市場退出については、開発済の機能により可能となります。 具体的な利用方法等の詳細については業務マニュアル等で公表します。
20	33	BF140-09の算定要素取得について、容量提供事業者に提供いただくことは可能か？ もしくは、BF140-01にて退出表明を行う前に、容量提供事業者が容量市場システム等を通じて同諸元を入手し、仮定的に算出することは可能か？	ペナルティ通知書でご確認いただく方法を想定しております。 算定方法については業務マニュアル等で公表します。
21	33	BF150-01の変更事由の確認に際して、（容量提供事業者による発意なく）算定諸元一覧不要となるのは、どのようなケースが該当するのか？	現時点では、発動指令電源がそのようなケースの対象になると考えております。

NO.	頁	ご意見	回答
22	33	*2に記載の「広域機関を介さずに一般送配電事業者に直接提出された作業停止計画」というのは原則外の事案と考えるが、どのような場合に起こり得るのか、ご教示いただきたい。	発電設備の作業停止計画は広域機関へ提出することを送配電等業務指針に定めておりますが、一般送配電事業者との協定や申合せ等により一般送配電事業者にも提出している場合があるため記載しております。 万が一、一般送配電事業者へのみ作業停止計画の提出をしている場合は、広域機関システムを介していないが故に、当方にてその計画を容量市場システムに登録することができない(元データが広域機関システムに登録されていない)場合に発生し得ます。
23	34	市場退出の内容確認では具体的に何を確認するのか明示していただきたい。 *1があるが*1の説明がない(退出表明の記載内容に反映する必要があるため)。	広域機関は、差替状況、変更前後の容量確保契約容量から算出される退出容量、電源の休止・廃止に伴う退出である旨が記載された退出理由を確認します。 詳細は業務マニュアル等で公表します。 ※1につきましては誤記でございましたので、ご指摘の通り、修正いたします。
24	34	「電源の休止・廃止により退出を希望する場合のみ」との記載がありますが、部分退出の場合もありうるので、当該記載は削除するか「休止・廃止等」と記載するべきではないでしょうか。P37で部分退出の場合は容量確保契約の変更を行うケースが示されているように、設備トラブル等により契約済みの容量の一部を提供できなくなったことにより市場退出するケースも考えられるため、市場退出については休止・廃止に限定されないと理解しています。	休止・廃止に限定しております。 1応札電源単位の中に複数ユニットが存在する場合に、一部ユニットのみ休止・廃止があった場合、部分退出となります。
25	35	ペナルティ通知書にはペナルティの算定根拠を添付していただきたい。(事業者側での検算に用いるため)	ペナルティ通知書でご確認いただく方法を検討いたします。
26	36	異議申し立てを事業者がし続けた場合に、フローが終了しないが、強制終了させる方法は用意しないのか。	ご指摘の件、仮に同じ理由や同じ数値での異議申立が継続した場合、協議する方向で考えているところです。
27	39	最新のFIT電源一覧を用いてFIT判定を行うフローが記載されていますが、容量市場に参加するFIT電源のうち、バイオマス混焼火力(非石炭)については化石燃料相当の容量(kW)を容量市場で応札可能とされていること、石炭バイオマス混焼FITは石炭相当の容量(kW)を容量市場で応札不可とされていることを踏まえ、判定方法について精査が必要ではないでしょうか。	バイオマス混焼については、第29回検討会でも議論されており、今後の議論も踏まえて検討してまいります。
28	40	異議申立の意義妥当性有となった場合(P40の作業者「5」のフロー)、強制退出にはならないため、強制退出のフローには左記場合を除外するとの条件付けが必要ではないか？	ご認識の通りですので、5を削除し、異議申立合格時にはそのままEndに至るようにいたします。
29	45	BF142-23(アセスメントに係る一連の業務の整理)とは、具体的には容量確保契約の変更などと理解すればよろしいでしょうか。前後のフローについて、対象(例:市場退出分なのか、市場に残る契約容量なのか)などについて、分かりやすく表現頂ければ幸いです。	強制退出となる場合、例えば容量市場に参加できない電源で参加し、アセスメントを実施している等の虚偽申告があった場合、当該電源分を除いた電源による再アセスメントの有無を整理するフローであり、前後についてはご指摘のような一概に表現しきれない部分となる可能性がある部分となります。
30	50	契約変更のトリガ(START)が事業者の場合のフローも必要ではないか？	事業者様で起因となる業務については、別の業務詳細フロー(業務コード:BF140/実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応(電源の休止・廃止による自主退出)など)で示しており、容量確保契約の解約の業務は広域機関が開始するフローとしています。
31	51	BF150-14,19の下段の「メール」については、容量市場システムから容量提供事業者へのメール送信という趣旨で良いか。 また、上段については容量市場システムから事業者へのメール送信を意図しており、容量提供事業者から事業者へのメール送信は不要と理解してよいか。	ご認識の通りです。 メールのテキストボックスの位置を調整いたします。
32	52	契約書の押印なしの電子契約書(もしくは電子押印/承認)にできないか？	いただいたご意見も踏まえ、全事業者での採用可否や費用対効果等を考慮して、今後、検討させていただきます。

NO.	頁	ご意見	回答
33	54	解約のトリガ（START）が事業者の場合のフローも必要ではないか？	事業者横で起因となる業務については、別の業務詳細フロー(業務コード:BF140/実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応(電源の休止・廃止による自主退出)など)で示しており、容量確保契約の解約の業務は広域機関が開始するフローとしています。
34	55	BF151-10の下端の「メール」については、容量市場システムから容量提供事業者へのメール送信という趣旨で良いか。また、上段については容量市場システムから事業者へのメール送信を意図しており、容量提供事業者から事業者へのメール送信は不要と理解してよいか。	ご認識の通りです。 メールのテキストボックスの位置を調整いたします。
35	55	10の修正が必要な場合のフローが抜けているのではないか	事業者は修正が必要と判断した場合、プロセス10で広域機関にその旨を連絡します。広域機関はプロセス12でその内容を確認し、修正が必要と判断した場合はプロセス13で修正を実施のうえ、事業者に修正の確認を依頼します。
36	56	契約書の押印なしの電子契約書（もしくは電子押印/承認）にできないか？	いただいたご意見も踏まえ、全事業者での採用可否や費用対効果等を考慮して、今後、検討させていただきます。
37	58~59	容量停止計画については、2年前の提出のほか、前月末や前週火曜日の17時までの断面でも求められると認識するが、当該2年前のフローとの相違などが分かるように、注釈もしくは追加資料で補足いただきたい。 また、容量停止計画について、突発的な発電機トラブルは、どこを参照すればよいかご教示いただきたい	本件については検討中の項目もあり、今後お伝えしてまいります。いただいたご意見も参考にさせていただきます。
38	58	容量停止計画の年間の提出が必要なのか（不要にできないのか）	容量停止計画(年間)については、実需給年度の2年前に提出された情報を利用しますので、変更がない場合には改めての提出は不要です。 ([*2：プロセス01,02の容量停止計画は、実需給年度の2年前に提出される実需給期間前の業務を対象とした容量市場システム（一次開発）のデータを流用する]の注記も参照。)
39	58	流通設備の停止等による抑制量について、容量提供事業者側においてシステム対応が必要となるのか。 事業者側のシステム改修も含めて、具体的な通知方法や通知内容、通知のタイミング等についてご教示頂きたい。	詳細は業務マニュアル等にて公表する予定ですが、属地一般送配電事業者より、メールにて通知することを想定しております。
40	58	流通設備の停止等により変動電源の出力抑制が必要となる場合、2年前に実施する容量停止計画の調整と同様に、変動電源の出力抑制を回避するように流通設備の停止等を計画するべきではないか。	2年前に実施する容量停止計画の調整においても、特別に変動電源の出力抑制を回避するように調整されるものではないと考えておりますが、作業停止計画調整マニュアルに則り、発電の抑制等を考慮した上で、調整されるものと認識しております。
41	59	BF210-12については、「メール」の記載がないが、広域機関システムから容量提供事業者及び事業者へのメール送信は行われぬのか。	作業停止計画は、容量提供事業者ではなく、発電契約者等が広域機関システムに対して行うフローです。 今回、容量市場システムの開発範囲には、広域機関システムの機能改修は含まれていないため、当該フローに対して、実施者(計画提出者)とは異なる容量提供事業者へのメール通知をおこなう予定はございません。
42	59	20「容量停止計画へ変換・提示」において、提示されるタイミング・計画内容（対象期間、入力細分化の程度（30分コマごと？））を明確にいただきたい。	詳細は業務マニュアル等で公表します
43	59	広域機関システムのデータを容量市場システムにシステムで変換するだけなので、事業者での21「容量停止計画の確認」は不要としていただきたい。（業務効率化のため）	アセスメントで利用する情報となるため、必要に応じて修正可能なフローとしています。

NO.	頁	ご意見	回答
44	60	BF210-22の流通設備の停止等による抑制量・期間の変更通知について、BF210-07の流通設備の停止等による抑制量・期間の通知との関係をご教示いただきたい。	07における通知後に、一般送配電事業者事由により期間等の変更が発生した場合が22のフローとなります。
45	61	BF210-31の誤記について修正願います。 誤：「発電上限・発電上限の受領」⇒正：「発電計画・発電上限の受領」	ご指摘の通り、修正させていただきます。
46	61	BF210-30については、「メール」の記載がないが、広域機関システムから容量提供事業者及び作業へのメール送信は行われないのか。 BF210-34については、作業から容量提供事業者が確認依頼を受領する手段が容量市場システムにアクセスすることしかないので読み取れるので、「メール」を送付いただきたい。 また、BF210-36については、容量提供事業者は容量市場システムがデータ登録を受け付けたことを確認する意味で、また作業は容量市場システムにデータが修正登録されたことを把握する意味で、それぞれ「メール」を送付いただきたい。	作業停止計画は、容量提供事業者ではなく、発電契約者等が広域機関システムに対して行うフローです。 今回、容量市場システムの開発範囲には、広域機関システムの機能改修は含まれていないため、当該フローに対して、実施者(計画提出者)とは異なる容量提供事業者へのメール通知をおこなう予定はございません。
47	61	30「発電計画・発電上限の提出」で正しく計画提出している前提のため、32～37の事業者での修正フローは不要としていただきたい。(業務効率化のため)	アセスメントで利用する情報となるため、必要に応じて修正可能なフローとしています。
48	61	発電上限を計画提出に必要な理由を明らかにしていただきたい。	実需給中において、電源等の供給力を提供できる状態に維持することをリクワイアメントとしております。 そのため、提供可能な供給力を評価することとしており、発電計画値ではなく発電上限値にてアセスメントする予定です。
49	63	46と47の間に整合性チェックが必要ではないか。	事業者間の差替契約の中で確認をお願いいたします。
50	65～66	頁65と頁66のフローが繋がっておりません。(番号誤り、14,15,16,17) 頁70の記載と平仄が合わせていただきますよう、修正をお願いいたします。	ご指摘の通り、修正させていただきます。
51	65	60「未達成コマの通知」の通知頻度を明らかにしていただきたい。	月1回を想定しています。
52	65	右端は14ではなくて15ではないか。	ご指摘の通り、番号を修正させていただきます。
53	68, 96	BF211-01(発電量調整受電電力量の提出)、BF240-10(アセスメントに必要なデータの提出)の提出期日は、事業者が電力データの取得・加工に時間を要することに留意して設定頂きたい。	提出期日については検討中です。いただいたご意見は、検討の参考にさせていただきます。
54	72	BF220-02において、「相対契約上の計画変更締切時間」以降において卸電力市場等が閉場している場合はリクワイアメント対象外としていただく点、通例のリクワイアメント未達量の算定との区別にあたっては、システム上ではどのプロセスで実施されるのか？	明示しておりませんが、BF220-17のプロセスにおいて実施することを想定しております。

NO.	頁	ご意見	回答
55	73	BF220-11については、容量提供事業者は容量市場システムがデータ登録を受け付けたことを確認する意味で上向き破線矢印ならびに「メール」を送付いただきたい。また作業者は容量市場システムにデータが修正登録されたことを把握する意味で「メール」を送付いただきたい。	メール送信を行う方向で検討させていただきます。
56	73	P72の05「発電計画・発電上限の提出」で正しく計画提出している前提のため、07～12の事業者での修正フローは不要としていただきたい。（業務効率化のため）	アセスメントで利用する情報となるため、必要に応じて修正可能なフローとしています。
57	74	BF220-15にて市場応札量等の登録とあるが、本対応に必要なデータの粒度をご教示いただきたい。（ユニット単位、合計値等）仮にユニット単位で提出が必要となる場合、制約により卸電力市場等に応札できない容量のユニットへの配賦ルールがあるかご教示いただきたい。（事業者判断となるのか）	応札単位を想定しております。
58	74,78	BF220-15,16において、「市場応札量等の登録/確認」とあるが、“等”とはどのようなものが対象か？（BF221-17,18の需給ひっ迫のおそれがあるときには市場応札量のみとなっているため、念のため確認したい。）	“等”は誤記となりますので、「市場応札量」に修正させていただきます。
59	74	BF220-15については、作業者は容量市場システムにデータが登録されたことを速やかに把握する意味で上段に「メール」を送付いただきたい。容量提供事業者から作業者へのメール送信は不要と理解してよいか。	メール送信を行い、容量提供事業者から作業者へのメール送信は不要とする方向で検討させていただきます。
60	74	15の市場応札量は広域側のシステムに登録されていると思われるため、広域機関内で連携して自動登録されるようにしてほしい。	広域機関システムに登録されているのは約定量となるため、容量確保契約を締結している容量提供事業者様より別途、容量市場システムに応札量を登録していただく必要があります。 なお、今回の開発において、他のシステムとの自動連携は開発対象機能にありませんが、必要に応じて業務負荷の軽減につながる他のシステムとの自動連携等を検討してまいります。
61	75	23「不合格通知」の通知頻度を明らかにしていただきたい。	月1回を想定しています。
62	76	需給ひっ迫のおそれ公表（前日）後に、市場入札が必要となる事業者（発電契約者）にプッシュで通知をしていただきたい。	需給ひっ迫のおそれの公表の在り方などについては、今後の検討項目と認識しています。 なお、需給ひっ迫のおそれの公表に対応いただくのは容量提供事業者の重要な責務のひとつですので、公表の在り方に依らず、適切な対応をお願いいたします。
63	77	08「発電計画・発電上限の提出」で正しく計画提出している前提のため、11～12の事業者での修正フローは不要としていただきたい。（業務効率化のため）	アセスメントで利用する情報となるため、必要に応じて修正可能なフローとしています。
64	78	市場応札量はJEPXのシステムからシステム連携で自動登録として、17「市場応札量の登録」のフローを不要としていただきたい。（業務効率化のため）	市場応札量については容量確保契約を締結している容量提供事業者様より提出していただく必要があります。 なお、今回の開発において、他のシステムとの自動連携は開発対象機能にありませんが、業務負荷の軽減につながる他のシステムとの自動連携については、データの連携頻度や情報の取り扱い等を考慮して検討します。
65	78	5のフローに流れた後に市場応札量の登録が必要ではないか？	ご認識の通りですので、プロセス16の後にプロセス17に接続するよう修正します

NO.	頁	ご意見	回答
66	81	余力の全量を特定市場に応札した場合、未約定に伴う余力およびその後増加した余力についてはリクワイアメント対象外になると認識している。 制約により卸電力市場等に応札できない事象は恒常的に発生する認識であるが、制約により卸電力市場等に応札できない容量の把握は、BF221-31で申し立てにより情報のやり取りを行う理解でよいかとご教示いただきたい。	ご認識の通りです。
67	83	容量市場におけるリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの概要に関する説明会 資料P22において、「卸電力市場等における約定結果が確定する以前にバランス停止から起動する必要はありません」と記載があるが、BF222-05のバランス停止機の起動準備は、BF222-06の市場への応札実施の後に記載されることが適当ではないか	約定結果が確定する以前に起動を求めるものではありませんが、需給注意報が発令されている状況であれば、需給ひっ迫のおそれが発令された際には、当該コマへの市場応札が間に合わないことのないように、起動の準備をいただきたいと考えております。
68	83	需給ひっ迫のおそれの公表後、対象事業者にはその旨プッシュで通知いただきたい。	需給ひっ迫のおそれの公表の在り方などについては、今後の検討項目と認識しています。 なお、需給ひっ迫のおそれの公表に対応いただくのは容量提供事業者の重要な責務のひとつですので、公表の在り方に依らず、適切な対応をお願いいたします。
69	83	需給注意報の確認からスタートしているが、需給ひっ迫のおそれと同様、広域機関による公表からスタートするフローとするべきではないか。	需給ひっ迫のおそれの公表などについては、現時点では検討中の内容となるため、決定次第、反映いたします。
70	84	市場応札量はJEPXのシステムからシステム連携で自動登録として、07「市場応札量の登録」のフローを不要としていただきたい。（業務効率化のため）	市場応札量については容量確保契約を締結している容量提供事業者様より提出していただく必要があります。 業務負荷の軽減につながる他のシステムとの自動連携については、データの連携頻度や情報の取り扱い等を考慮して検討します。
71	87	BF222-22にて起動時間の確認を行うとあるが、ユニットの停止時間によって起動に必要となる時間に差異が生じることから、停止時間を確認する必要があると認識している。広域機関における確認方法をご教示いただきたい。	電源等情報において、複数の起動パターンを登録していただけます。 アセスメントにおいては、代表的な起動カーブ(電源等情報で最初に登録されているもの)で評価しますが、仮にモードが異なる場合、異議申立のフローにて評価カーブをご指定いただくものと考えております。
72	90	BF230-08については、容量提供事業者は容量市場システムがデータ登録を受け付けたことを確認する意味で、また作業者は容量市場システムにデータが登録されたことを速やかに把握する意味で、それぞれ「メール」を送付いただきたい。	メール送信を行う方向で検討させていただきます。
73	90	90スラ目に容量提供事業者から給電申合書の提出フローが記載されておりますが、給電申合書の締結可否のフローが一般送配電事業者にあることから、対象となる給電申合書の受領は一般送配電事業者からとすることもできると思いますが、如何でしょうか。	容量確保契約を締結している容量提供事業者様より提出していただきます。
74	91	オフライン電源に対する一斉指令について、容量提供事業者側においてシステム対応が必要となるのか。事業者側のシステム改修も含めて、具体的な指令内容や指令方法等についてご教示頂きたい。	指令内容や指令方法等については検討中です。
75	94~100	プロセス23における発動指令電源の発動実績に係る広域機関側から事業者への結果不一致連絡について、不一致となった供給地点特定番号等および広域機関側における算定結果を通知していただきますようお願いいたします（単に不一致の通知だけでは事業者側の再算定に時間を要し、ひいては実績の突合も遅延する虞があるため）。 また、運用面として、予め、発動実績の提出期限や突合までのスケジュール感もご提示いただけますよう、お願いいたします。	事業者様が算定結果等を何らかの形で確認できるように検討いたします。具体的な通知方法等の詳細については今後検討いたします。 発動実績の提出期限や突合までのスケジュールについては業務マニュアル等で公表します。
76	103	算定結果通知書には算定根拠を添付していただきたい。（事業者側での検算に用いるため）	事業者様が算定結果等を何らかの形で確認できるように検討いたします。具体的な通知方法等の詳細については今後検討いたします。 いただいたご意見は、検討の参考にさせていただきます。 算定方法については業務マニュアル等で公表します。

NO.	頁	ご意見	回答
77	107	仮請求額の通知では算定根拠を添付していただきたい。(事業者側での検算に用いるため)	請求額の通知等にあたり、算定根拠には他事業者様の情報も含まれるものもあるため、どのように提示するか等については検討中です。いただいたご意見は、検討の参考にさせていただきます。
78	109	仮請求額の通知では算定根拠を添付していただきたい。(事業者側での検算に用いるため)	請求額の通知等にあたり、算定根拠には他事業者様の情報も含まれるものもあるため、どのように提示するか等については検討中です。いただいたご意見は、検討の参考にさせていただきます。
79	111	仮請求額の通知では算定根拠を添付していただきたい。(事業者側での検算に用いるため)	請求額の通知等にあたり、算定根拠には他事業者様の情報も含まれるものもあるため、どのように提示するか等については検討中です。いただいたご意見は、検討の参考にさせていただきます。
80	112~114	容量市場システムを通じて、ということでも構いません(国の審議会の資料等)が、プロセス11にて通知される小売電気事業者への請求額の通知にあたっては、プロセス01~06の容量拠出金算定根拠もご提供いただけますようお願いいたします。	請求額の通知等にあたり、算定根拠には他事業者様の情報も含まれるものもあるため、どのように提示するか等については検討中です。いただいたご意見は、検討の参考にさせていただきます。
81	113	請求額の通知では算定根拠を添付していただきたい。(事業者側での検算に用いるため)	請求額の通知等にあたり、算定根拠には他事業者様の情報も含まれるものもあるため、どのように提示するか等については検討中です。いただいたご意見は、検討の参考にさせていただきます。
82	116	請求額の通知では算定根拠を添付していただきたい。(事業者側での検算に用いるため)	請求額の通知等にあたり、算定根拠には他事業者様の情報も含まれるものもあるため、どのように提示するか等については検討中です。いただいたご意見は、検討の参考にさせていただきます。
83	119	請求額の通知では算定根拠を添付していただきたい。(事業者側での検算に用いるため)	請求額の通知等にあたり、算定根拠には他事業者様の情報も含まれるものもあるため、どのように提示するか等については検討中です。いただいたご意見は、検討の参考にさせていただきます。
84	121	還元額の通知では算定根拠を添付していただきたい。(事業者側での検算に用いるため)	請求額の通知等にあたり、算定根拠には他事業者様の情報も含まれるものもあるため、どのように提示するか等については検討中です。いただいたご意見は、検討の参考にさせていただきます。
85	127	請求書には算定根拠を添付していただきたい。(事業者側での検算に用いるため)	請求額の通知等にあたり、算定根拠には他事業者様の情報も含まれるものもあるため、どのように提示するか等については検討中です。いただいたご意見は、検討の参考にさせていただきます。
86	129	支払通知書には算定根拠を添付していただきたい。(事業者側での検算に用いるため)	請求額の通知等にあたり、算定根拠には他事業者様の情報も含まれるものもあるため、どのように提示するか等については検討中です。いただいたご意見は、検討の参考にさせていただきます。
87	147	BF551-01の算定要素取得について、容量提供事業者に提供いただくことは可能か？(但し、容量提供事業者自身の契約情報のみで構成される情報ならば、チェック可能となるため提供不要)	事業者様にて、容量市場システムで確認可能な内容となっております。



NO.	頁	ご意見	回答
88	147	BF511-06については、容量提供事業者が交付額通知を受領するトリガーが容量市場システムに自らアクセスすることしかないように読み取れるが、「メール」での送付をいただけないか。	メール送信を行う方向で検討させていただきます。
89	148	BF511-14については、容量提供事業者が再検討結果を受領するトリガーが容量市場システムに自らアクセスすることしかないように読み取れるが、「メール」での送付をいただけないか。	メール送信を行う方向で検討させていただきます。
90	150~160	支払通知書および請求書の事業者への到着日から、入金日・支払日までの間に、2週間以上のリードタイムを設けて頂きたい。	いただいたご指摘を踏まえ、検討させていただきます。
91	151	BF521-05については、容量提供事業者が支払通知書を受領するトリガーが容量市場システムに自らアクセスすることしかないように読み取れるが、「メール」での送付をいただけないか。	メール送信を行う方向で検討させていただきます。
92	152	BF521-13については、容量提供事業者が再検討結果を受領するトリガーが容量市場システムに自らアクセスすることしかないように読み取れるが、「メール」での送付をいただけないか。	メール送信を行う方向で検討させていただきます。
93	153	BF522-05については、容量提供事業者が請求書を受領するトリガーが容量市場システムに自らアクセスすることしかないように読み取れるが、「メール」での送付をいただけないか。	メール送信を行う方向で検討させていただきます。
94	154	BF522-13については、容量提供事業者が再検討結果を受領するトリガーが容量市場システムに自らアクセスすることしかないように読み取れるが、「メール」での送付をいただけないか。	メール送信を行う方向で検討させていただきます。
95	156	BF530-03、あるいはBF530-08終了時など、容量提供事業者が振込金額の確認をする前に、振込予定（実施）日および金額を容量市場システムからメールで受領することは可能か。	メールでの通知は想定しておりません。 金額についてはシステム画面でご確認いただくことを想定しています。 振込予定日についてはシステム画面でご確認いただくことが可能かを検討します。
96	170	連絡事項のお知らせとして容量市場システム（仮）から取得できる内容について、社内での情報確認手段として活用できる範囲を把握しておきたいため、現時点で具体的な項目が検討されていけばご教示いただきたい。	連絡事項の項目については検討中です。決定次第、業務マニュアル等で公表します。